

随 意 契 約 理 由 書

- 1 契約の名称 令和8年度AIチャットボットサービス「OfficeBot」賃貸借契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 ネオス株式会社 代表取締役 社長執行役員 池田 昌史
東京都千代田区神田須田町1-23-1
住友不動産神田ビル2号館10階
- 4 見積金額 1,650,000円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 履行期間 令和8年4月1日(水) ~ 令和9年3月31日(水)

6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理 由 本契約は、当広域連合が市区町村向け専用ホームページ上で公開している膨大なマニュアル等の検索を主として、AIチャットボットサービス「Office Bot」を活用するものである。

業務の要件として、

- ・事前学習不要で、頻回な制度改正に迅速に対応できること
- ・投稿ファイルの追加・削除が簡易かつ迅速に行えること
- ・会話ログの出力が可能であること
- ・会話ログをAIにより分析できること
- ・出典表示を有し、該当箇所がマーキングされるなど、ユーザーが誤った事務処理を行わないための仕組みがあること
- ・構成市町村が業務で使用する暗号化された広域連合公式ホームページ上に設置できること
- ・Azure OpenAI Service等を用いた高いセキュリティを保持していること
- ・迅速な回答が可能であり、AI言語モデルとしてGPT-5以上が搭載されていること

を必要としており、これらすべての要件を満たす製品は「Office Bot」のみであり、当該製品を提供している事業者はネオス株式会社である。

以上の理由により、当該事業者と随意契約を行うこととする。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる